

# 住宅用火災警報器を 取り付けましょう



直径約 10㍉。火災発生を大きな音で知らせます

消防法の改正により、住宅への火災警報器などの設置が義務付けられています。  
火災を早く発見することにより、逃げ遅れによる被害を最小限に抑えることができます。  
住宅用火災警報器の種類、設置方法などについてお知らせします。

既存住宅は平成23年までに設置を義務付け

近年、住宅火災による死者は急増しており、死亡原因の約7割は逃げ遅れによるものです。また、通報が遅れたために住宅が全焼するなど、火災発見の遅れによる被害は計り知れません。

こうした状況の中、消防法が改正され、住宅に火災警報器を設置することが義務化されました。

これにより、平成18年6月1日以降の新築住宅にはすべて住宅用火災警報器の設置が義務付けられましたが、すでに建築されている既存住宅には、平成23年5月末までに設置する必要があります。

しかし、義務化されたとはいえ、実際に設置されている家庭はまだ少ないのが現状です。何よりも大切な生命・財産を守るため、早めに設置しましょう。

警報器の設置で  
逃げ遅れを防ぎます

住宅用火災警報器は、煙や熱を感じて、警報音や音声で火災の発生を知らせる装置です。

警報器を設置したことで、就寝中の警報音で火災に気づき、逃げ遅れによる焼死を免れた事例が多くあり、また、警報器などの設置により、住宅火災100件あたりの死者数が3分の1程度まで減少したというデータもあります（平成17年消防庁調べ）。

家電店などで販売  
簡単に取り付け可能

警報器は、家電店やホームセンターで販売されています。煙感知式、熱感知式などの種類があり、電源も、家庭用電源を使うものと乾電池を使うものがあります。また、天井に取り付けるもの、壁に取り付けるものなど、部屋のタイプにより設置方法も様々です。価格は一つ数千円くらいです。警報器は、主に寝室への設置が必要です。寝室が2階にある場合は階段にも必要になります。取り付け方法は、ネジなどで天井や壁に固定するだけ。面倒な配線などは必要ありません。

詳しい取り付け方法などは次のページをご覧ください。

問合せ 役場総務企画課 防災係（電話72 0331）

大切な生命・財産を火災から守るためには、火災の早期発見・避難はもちろんですが、何よりも火災を起こさないことが最も大切です。

また、春先は枯れ草火災の発生も心配されま  
す。次のこと  
に気をつけて  
火災を予防し  
ましょう。



# 何よりも火災予防が一番

田畑のけた焼きなど、火災と紛らわしい煙や炎が発生するおそれがある行為をするときは、江府消防署（電話 77 2001）へ届出を

けた焼きなどを行うときは、消火用具を用意する、その場を離れない、風が強いときは行わないなど、じゅうぶん注意を

家の中では、ガスコンロのそばを離れるときは必ず火を消す、寝たばこは絶対しない、出かける前や就寝前には必ず火の元を確認する

また、一人暮らしの高齢者などの災害弱者を守るため、隣近所で協力体制をつくるなど、普段から火災予防を心がけましょう。

## 住宅用火災警報器 設置のポイント



**寝室**... 就寝中の逃げ遅れを防ぐため、寝室への設置が義務付けられています。煙感知式の警報器が必要です

**階段**... 就寝に使う部屋がある階の階段の踊り場に設置します。煙感知式の警報器が必要です

**台所**... できるだけ設置することが望ましい「努力規定」になっています。熱感知式の警報器が効果的です

### 設置上の注意

天井に取り付ける場合

火災警報機の中心を壁面から 60<sup>センチ</sup> 以上離す

梁などがある場合、警報機の中心を梁から 60<sup>センチ</sup> 以上離す

換気扇やエアコンの吹き出し口から 1.5<sup>メートル</sup> 以上離す

壁面に取り付ける場合

火災警報器の中心が、天井から 15 ~ 50<sup>センチ</sup> 以内の高さに来るように取り付け



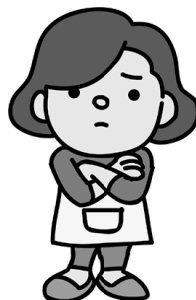
鑑定マーク（NSマーク）

また、日本消防検定協会が日本の法令に適合することを保証する警報器には「鑑定マーク（NSマーク）」がついています。購入の際は、このマークを目安にしてください。

町や消防署が直接警報器を訪問販売することはありません。また、特定の業者に商品をあつせんしたり、販売を委託することもありませんのでじゅうぶん注意してください。

## 悪質な訪問販売に 注意しましょう

困ったときは消費生活センターへ相談を



住宅用火災警報器、住宅用消火器などはクーリング・オフ対象商品です。クーリング・オフは、一定期間、無条件で申込みの撤回や契約解除ができる制度です。訪問販売で購入した場合、契約書を受け取った日から8日以内であれば、契約を解除できます。詳しくは鳥取県立消費生活センター 西部消費生活相談室（電話 0859 34 2648、34 2668）までお問合せください。